

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver.1 『給与所得控除の上限の引き下げ』



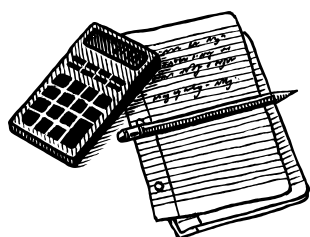
連載第一回目の今回は、昨年末に発表された平成 26 年度税制改正大綱に折り込まれた項目のうち、『給与所得控除の上限の引き下げ』について解説をしたいと思います。

昨年以前の税制改正で年収 1,500 万円を超える場合には、1 給与所得控除の上限を 245 万円にする、と定められ、平成 25 年度から実際に運用が始まっています。今回の改正はこの給与所得控除の上限額を更に拡大するものであり、高所得者に対する課税の強化になります。

具体的には年収 1,200 万円以上の方であれば平成 28 年度分から給与所得控除の限度額が 230 万円に、年収 1,000 万円以上の方であれば平成 29 年度分から給与所得控除の限度額が 220 万円になります。例えば年収が 1,500 万円、夫婦子 2 人の家庭の場合には、所得税の負担額は、平成 27 年度 267 万円、平成 28 年度 274 万円、平成 29 年度 278 万円となります。更に所得税だけでなく、住民税についても上限額の設定がなされることから、実際の負担額は更に増加することになります。

平成 25 年の税制改正では課税所得金額が 4,000 万円を超える部分については 45% の新税率の適用が決まっており、また同年度の改正では勤続年数が 5 年以内の役員に対する退職金については、退職所得金額の 1/2 の控除、が受けられないようになっています。

また所得税以外でも平成 27 年度以降に発生した相続については、基礎控除額の減額や、最高税率の引き上げが決まっています。



ここ数年の税制改正の内容を見ると、法人税率の見直しや税額控除の拡充を中心とした企業向けの減税、所得税や相続税の税率の引き上げや控除額の削減を中心とした裕福層への課税強化が鮮明に出ています。

向こう数年間は大きな国政選挙がなく、自民党による長期政権が見込まれることから、暫くはこういった傾向が続きそうですので、今後の税制改正には益々注意が必要になります。

1 給与所得控除

給与所得を計算する際に給与の額面金額から控除することが出来る金額を言います。例えば年収 400 万円の人であれば、給与所得控除額は 134 万円になります。